

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年1月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	地震発生時、直流125V(A)の接地警報が発生し調査したところ、残留熱除去系ポンプ(B)電動機冷却水流量の警報回路不良が考えられるため、調査及び対応検討。	D	
2	2号機	残留熱除去ポンプ(B)吸込配管洗浄用注入弁の開操作において、操作用手動ハンドルが連結部不良により空回りする事象が認められたため、当該ハンドル連結部を点検。	D	
3	2号機	復水回収ポンプ起動用リミットスイッチの動作不良によりポンプが自動起動しないことが認められたため、当該リミットスイッチを点検。	C	
4	2号機	復水回収タンク液位計に指示値不良(スティック)が認められたため、当該液位計を点検。	D	
5	3号機	設備監視において、中性子計装系局部出力領域モニタ(LPRM)検出器(24-33C)に指示不良(ドリフト)が認められたため、当該モニタをバイパス、対応検討	D	
6	3号機	主発電機点検用開き扉に異音(カタカタ音及びビビリ音)が認められたため、当該扉を補修。	D	
7	3号機	残留熱除去系圧力抑制室スプレイ注入弁(A)において、現場弁開度計に指示値不良(全開時14%指示)が認められたため、当該弁開度計を点検。	D	
8	3号機	復水過装置(E・F・G・H)出口流量チャートに紙送りの不具合(紙詰まり)が認められたため、当該記録計を点検。	D	
9	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器(C)電解鉄イオン注入流量計において、指示値不良(スティック)が認められたため、当該流量計を点検。	D	
10	4号機	発電機水素ガスポンプ(B)ラックNo.6出口弁グランド部から水素ガスのリークが認められたため、当該弁を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
  - A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
  - B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
  - C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
  - D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353